⑷　国民や事業者等への広報活動

４月に、全国の経済団体等に対し、国家公務員倫理制度の周知等、事業者等に対する広報活動への協力の依頼等を行った。

また、各府省に対し、利害関係者となり得る関係団体や契約の相手方等に対して直接、事業者向けの各種広報資材（事業者等に知ってもらいたい内容を簡潔にまとめたカード形式の啓発資料やYouTube動画）等を用いて、制度の周知や理解・協力を求める取組の実施あるいは検討を要請した。一部の府省では、倫理審査会作成の事業者向けカードや事業者用ポスターを活用した周知徹底のほか、関係団体や所管法人等に対し、倫理保持への協力を要請する文書を発出する、関係団体や契約の相手方の事業者等に対し、打合せ、会合など直接接する機会において、倫理保持への協力を要請するなどの取組が行われた。

⑸　有識者からの意見聴取の実施

倫理審査会では、各界の有識者から、国家公務員の倫理保持の状況や倫理保持のための施策、これからの官民連携と倫理保持の在り方などについての意見聴取を行っている。令和７年度においては、11月及び12月に、学識経験者や弁護士等の各界の有識者から個別に意見聴取を行った。

⑹　市民・職員アンケートの実施

倫理審査会では、倫理保持のための施策の企画等に活用するため、毎年、市民・職員アンケートを実施している。令和７年度に実施したアンケートの概略は、次のとおりである。

・市民アンケート

国民各層から年齢・性別・地域等を考慮して抽出した1,000人を対象に令和７年８月に実施（Web調査）

・職員アンケート

一般職の国家公務員のうち、本府省、地方機関の別、役職段階等を考慮して抽出した2,500人を対象に令和７年８月から９月にかけて実施（原則Web調査とし、同調査による回答が困難な者に限りExcel又は紙媒体調査。回答数2,225人）

両アンケートの調査結果については、倫理審査会ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/rinri/monitor/anketor7_00002.html

第２章　倫理法に基づく報告制度の状況

１　報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、３種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

⑴　贈与等の報告及びその閲覧制度

ア　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から１件につき５千円を超える贈与等を受けたときは、四半期ごとに贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第６条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ　また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、１件につき２万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できることとされている（倫理法第９条第２項）。

⑵　株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第７条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

⑶　所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第８条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

２　各種報告書の提出状況等

倫理審査会では、令和６年度又は令和６年の各報告書の写しについて、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

なお、指定職以上の職員に係る贈与等報告書並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書の提出状況については、倫理審査会ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/content/000000405.pdf

第３章　倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

１　調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22―１（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22―２（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いがあるとの情報を得た場合には、任命権者により必要な事実確認等が行われるとともに、倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは倫理審査会に端緒報告がなされ、任命権者による調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとされている。

調査の結果、職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として任命権者が懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。

また、倫理審査会では、倫理法等違反に関する情報を公務員倫理ホットライン（倫理審査会が設置している相談・通報窓口）などを通じて得ており、これらの情報を得たときは、任命権者に依頼し、必要な事実確認等が行われることとなる。

２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

令和７年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は14件であり、これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは３件で合計３人（停職１人、減給１人、戒告１人）であった（下記⑵参照）。また、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは11件で合計11人であった。

なお、倫理法等違反事案の調査及び懲戒処分等の状況については、倫理審査会ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/content/000010923.pdf